

平成28年度 智頭町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月9日(金)
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩 視	出	4	浅見 公 昭	出
5	福安 逸 雄	出	6	安道 信 成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞 守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉 勝	出
11	小宮山 晃 次	出	12	浮田 博 司	出
13	西尾 寿 行	出	14	古谷 常 吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一 博	出

計16名

○欠席委員はありません。在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 無
5. 日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案審議
    - (1) 非農地等現況証明願の決定について
    - (2) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
  - 第3 報告
    - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第六回智頭町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席状況は、十六名中十六名の出席となりますので総会は成立します。  
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番十一番小宮山晃次委員、席番十二番浮田博司委員を指名します。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
異議なしと認め決定いたします。  
それでは議事に入ります。議案第一号、非農地等現況証明願ひの決定について。  
非農地等現況証明願ひを下記のとおり受理したので、決議を求めます。  
番号一について、事務局の説明をお願いします。
- 局長 今回六件の非農地等現況証明願ひが提出されていますが、その内五件が地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。  
それでは番号一を説明いたします。  
非農地等現況証明願ひの決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田一筆、畑三筆で、合計百五十二平方メートルです。農地でなくなった理由は、一番二について、耕作しなくなり原野となり三十年以上経過。一三六番二について、同事由により四十年以上経過。一五〇番、一五二番について、杉を植林し四十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十三日、農業委員会は同月二十一日受付となっております。  
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。  
まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は
- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
  - 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
  - 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
  - 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地、また人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、一から七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員 調査結果を報告します。一番二は黒尾茶屋と梨の直売所の間になり、水の来ない陰です。周囲に影響はありません。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字西谷の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆、二十八平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し五十年以上経過しているものです。申請年月日は平成二十八年七月二十二日、農業委員会は同月二十六日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということ

になっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、八から十ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員

調査結果を報告します。県道沿いの山で、この辺りは一斉に植林し、五十年以上経っています。特に周囲に支障はないと判断しました。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号三を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、東伯郡湯梨浜町在住の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、四十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し、五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年七月二十二日、農業委員会は同月二十六日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農

地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、八、九、十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員  
議 長

調査結果を報告します。番号二番と同様の状態です。農地にはなりません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号四について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号四を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字西谷の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑三筆で、合計百五．五平方メートルです。農地でなくなった理由は、いずれも杉を植林し、五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年七月二十五日、農業委員会は同月二十六日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、八、九、十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員  
議 長

調査結果を報告します。番号二番と同様です。農地にはなりません。  
以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。  
続きまして、番号五について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号五を説明いたします。  
非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、津山市在住の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、六．六一平方メートルです。農地でなくなった理由は、道の状態になってから二十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年七月二十八日、農業委員会は八月一日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっていきます。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、一から三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員

調査結果を報告します。前回の総会でもこの道の続きが提出されていきました。その続きの道です。致し方ありません。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号六について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号六を説明いたします。

申請人は、鳥取市福部町在住の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字郷原の畑七筆で、合計七百五十五．一三平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林後、五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年八月十二日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十三から十六ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番四番浅見公昭委員から報告をお願いします。

浅見委員

報告します。八月二十八日に現地を確認しました。状況は図面と相違無く、全て山林の状態となっております農地にはならない状況です。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十八年九月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第二号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年八月二十五日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。継続の利用権設定の計画が三筆です。面積は、合計三千九百九十五平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

（一）農地法第十八条第六項の規定による通知書について

農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十八年九月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功



事務局に説明をお願いします。

局長 報告（一）をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を二件受理しました。これは、残存小作地が一件、利用権設定の使用貸借が一件の合意解約です。  
（報告書に基づき、個別の内容説明）

議長 農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。  
報告（一）について、ご質問、ご意見等はございませんか。（ありませんの声）  
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。  
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。  
・平成二十八年度農地利用状況調査について  
・十月広報ちづ掲載記事について  
・平成二十八年度先進地視察研修について  
・全国農業新聞の普及推進について  
・農業者年金ラジオCMについて  
・農業委員会特別研修大会の開催について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第六回総会を閉会いたします。  
事務局 ありがとうございます。  
次回総会は、十月七日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十八年九月九日

会 長 小 林 功